

成田市副市長の事務分掌に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、副市長の事務分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 副市長は、次の区分により事務を分掌する。

副市長	所掌事務
関根 賢次	企画政策部，総務部，財政部，空港部，シティプロモーション部，市民生活部，環境部，福祉部，こども未来部，健康推進部及び経済部の所掌事務に関する事 と，土木部及び都市部の所掌事務（広域道路ネットワークの整備促進及び土地区画整理事業に関する事を除く。）に関する事並びに会計室，水道部及び消防の所掌事務に関する事並びに議会，監査委員，農業委員会，選挙管理委員会及び教育委員会との連絡調整に関する事。
福島 眞司	土木部及び都市部の所掌事務（広域道路ネットワークの整備促進及び土地区画整理事業に関する事に限る。）に関する事。

(指定所掌事務)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、特に事務を指定して、両副市長又は指定する副市長に当該事務を所掌させることができる。

(重要な事務の合議)

第4条 いずれかの副市長が担任することとなる事務のうち、議会に付議する事項その他重要な事項については、他の副市長の合議を経るものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。